

令和3年4月22日

保護者の皆様

岡崎市立東海中学校
校長 今枝 武司

生徒用タブレット端末の破損等の補償範囲と対応について（お知らせ）

昨年度、岡崎市教育委員会より整備されたタブレット端末が、様々な学習場面で積極的に活用されています。学校では、適切な指導のもと大切に利用しておりますが、持ち帰りによる家庭学習等では破損等も起こっています。

つきましては、状況や場合により、ご家庭で任意保険または実費負担での補償をお願いすることもありますので、下記のとおりご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 補償対象となる範囲

- (1) 学校敷地内の教育活動において生じた過失による破損
- (2) 学校敷地内で発生した盗難（警察への盗難被害届の提出が必要）
- (3) 適切な利用において生じた故障

2 補償対象外となる事例

- (1) 学校敷地外で生じた破損
- (2) 学校敷地内外を問わない紛失
- (3) 雨天時の屋外での利用による雨水による故障
- (4) 故意の改造や設定変更による破損、故障、利用不可となる状態
- (5) 日常的な利用で摩耗、劣化した消耗品の代替
- (6) 上記以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損等

3 補償対象外となる場合の対応

- (1) 任意保険または実費負担で補償していただくことになります。
- (2) 任意保険については、「AIG 損保保険」等があります。

4 消耗品の自然劣化や摩耗について

- (1) 生徒用スタイラスペンは、支給から1年経過後は、個人で準備するものとなります。
- (2) 画面保護フィルムが、長期間利用する中で劣化したり、傷付いたりした場合、代替品の購入と貼り替え作業は、個人負担となります。

5 持ち帰り時および家庭での利用時の注意点について（学習目的利用）

- (1) 水筒などの硬い物と一緒にかばんに入れないようにし、画面を保護してください。
- (2) 自宅で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。
- (3) 自宅以外の場所には持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。

（連絡先：岡崎市立東海中学校 教頭 48-2821）